

ふれあいおおさか高齢者計画 2009

(大阪府高齢者保健福祉計画及び介護保険事業支援計画)

平成21年3月

大 阪 府

ご あ い さ つ

今、わが国では世界に例のないスピードで少子高齢化が進み、人口減少社会が現実のものとなっています。こうした中、高齢者の生活を支えるため、平成12年に創設された介護保険制度も、介護予防への取組や健康づくり活動の推進、社会参加の促進など、保健、医療、福祉分野における社会状況の変化やサービス利用者のニーズの多様化に伴った改革が進められています。

大阪府においても平成26年には、府民のほぼ4人に1人が65歳以上の高齢者になり、今後、要支援・要介護認定者の増加、とりわけ認知症高齢者や一人暮らし高齢者をはじめ、様々な理由で生活課題を抱え、社会的支援を必要とする高齢者の増加が予測されています。これからの高齢社会に向けて大阪府が果たすべき役割は、国や市町村等と連携をしながら、限られた行政資源を有効に活用して持続可能なセーフティネットを構築し、「ふれあい支え合う明るく活力ある高齢社会」を実現することにあります。

「ふれあいおおさか高齢者計画2009」は、いわゆる団塊の世代が65歳に到達する平成26年を見据え、府民のみなさんの御協力のもとに、こうした社会を実現する取組を進めるための計画として策定いたしました。

大阪府としては、本計画に基づき、高齢者が主体的に生きがいを持ちながら、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、人権の尊重や利用者本位の施策推進など4つの基本視点のもとに施策に取り組んでいきたいと考えています。

最後になりましたが、この計画の策定に当たっては、大阪府高齢者保健福祉計画推進委員会委員をはじめ、各種機関・団体関係者及び府民のみなさまから、貴重なご意見、ご提言をいただきました。みなさまのご協力に心からお礼を申し上げます。今後とも市町村はじめ関係機関と連携して、高齢者施策を総合的に推進してまいりますので、府民のみなさまのご理解とご協力をお願いします。

平成21年3月

大阪府知事 橋下 徹

第1章 計画策定の意義

第1節 計画策定の趣旨	1
第1項 策定の趣旨	1
第2項 計画の性格、法的位置づけ	2
(1) 老人保健福祉計画及び介護保険事業支援計画	2
(2) 市町村計画と府計画	3
第2節 計画の基本理念	4
第3節 計画の基本視点	4
(1) 人権の尊重	4
(2) 利用者本位の施策推進	5
(3) 社会参加の促進	5
(4) 住み慣れた地域での暮らしを支援	5
第4節 計画の策定体制	6
第5節 関係計画等との関係	6
第6節 計画の期間	6
第7節 計画の進行管理	7
第8節 高齢者保健福祉圏の設定	8
第1項 高齢者保健福祉圏の考え方	8
第2項 高齢者保健福祉圏の設定	8
第3項 高齢者保健福祉圏ごとの調整	9

第2章 高齢者の現状と将来推計

第1節 高齢者の現状	10
第1項 人口構造	10
第2項 高齢化の要因	15
第3項 高齢者のいる一般世帯の状況	17
第4項 高齢者のいる一般世帯の住宅の状況	18
第5項 高齢者の就業状況	19
第6項 高齢者の受診状況	20
(1) 医療費の状況	20
(2) 受療動向の変化	21
第2節 計画期間における将来人口推計	22

第3章 ふれあいおおさか高齢者計画2006の検証

第1節 大阪府全体の状況	23
第2節 圏別の状況	25

第1項	要介護認定者の状況	25
第2項	介護サービスの現状	26
	(1) 介護予防支援事業	26
	(2) 介護予防サービス	27
	(3) 居宅介護支援事業	36
	(4) 居宅サービス	37
	(5) 施設サービス	47
	(6) 介護保険施設の整備状況	50
第3節	高齢者保健福祉サービスの現状	54
第1項	保健サービス	54
	(1) 健康教育・健康相談	54
	(2) 健康診査	56
	(3) 機能訓練	57
	(4) 訪問指導	58
	(5) がん検診	59
第2項	福祉サービス	61
	(1) 在宅サービス	61
	(2) 施設サービス（介護保険施設以外）	63
第4節	「高齢者の生活実態及び介護サービス等に対する意識に関する調査」報告書の概要	65
第4章 施策の推進方策		
第1節	利用者本位のサービス提供の推進	71
第1項	利用者支援の推進	71
	(1) 制度周知等の推進	71
	(2) 適正な要介護認定の推進	73
	(3) 相談・苦情解決体制の充実	75
	(4) 高齢障がい者等へのサービス提供	77
	(5) 在日外国人へのサービス提供	78
	(6) 不服申立ての審査（介護保険審査会）	79
第2項	サービスの質の向上	80
	(1) 介護サービス情報の公表	80
	(2) サービスの質の評価	80
	(3) サービス事業者への指導・助言	80
	(4) 介護支援専門員（ケアマネジャー）への支援	83
第3項	居宅サービス基盤の充実	84

(1) 居宅サービス事業の振興	84
(2) 地域の実情に応じたサービス提供	85
(3) 健康福祉産業の振興	86
第4項 人材の養成・確保	86
(1) 人材の養成	86
(2) 就業の促進	89
(3) 府立介護情報・研修センターの運営	90
第2節 地域におけるケア体制の推進	90
第1項 福祉サービスの推進	90
(1) 在宅の要支援者へのサービス	90
(2) 養護・軽費老人ホームでの介護サービスの提供	91
第2項 地域包括支援センターと地域における社会資源の充実	91
(1) 地域支援事業の効果的な推進	91
(2) 地域に密着したサービスの一層の推進	92
(3) 地域福祉の推進	93
(4) 身近な相談体制の構築	93
(5) かかりつけ機能の強化	95
第3項 地域における支援ネットワークの発展強化	96
(1) 医療と介護の連携強化	96
(2) 認知症高齢者とその家族等への支援	96
(3) ハンセン病回復者とその家族等への支援	97
(4) 地域における高齢者虐待防止ネットワークの構築	98
第4項 災害時における高齢者への支援	98
第5項 見守りサービスの確保	98
第6項 学校における福祉教育の推進	99
(1) 小・中学校における福祉教育の推進	99
(2) 高等学校における福祉教育の推進	99
第3節 高齢者の安心ある暮らしの実現	101
第1項 福祉のまちづくりの推進	101
第2項 高齢者の居住ニーズに対応した住宅の整備	103
第3項 雇用・就業対策の推進	109
第4節 健康寿命の延伸に向けた施策の推進	110
第1項 健康づくり・生活習慣病予防等の推進	110
(1) 大阪府健康増進計画の推進	110
(2) がん対策の推進	114

(3) 地域保健対策の推進	115
(4) 食の安全安心の確保の推進	116
第2項 介護予防の効果的な推進	116
第3項 シニアの社会参加への支援	121
(1) アクティブシニアがあふれる大阪構想事業の実施	121
(2) 老人クラブ活動への支援	122
(3) 全国健康福祉祭（ねんりんピック）への派遣	123
(4) 生涯学習の推進	123
(5) 小地域ネットワーク活動等への支援	123
第5節 生活困難な高齢者のための施設整備の推進	123
第1項 施設整備の推進	123
(1) 高齢者のニーズに応じた施設サービスの提供	123
(2) 居住環境等に配慮した施設整備	124
(3) 安心して暮らし続けるための改築・改修の推進	124
(4) 施設の生活環境改善への取組み	124
第6節 高齢者の尊厳への配慮	124
第1項 高齢者虐待防止の取組み推進	124
第2項 高齢者の孤立死防止	125
第3項 認知症高齢者対策の推進	125
(1) 認知症に対する理解の促進	126
(2) 認知症介護の質の向上と人材育成	126
(3) 地域支援ネットワークの構築	126
(4) 大阪後見支援センターにおける相談事業の実施及び 日常生活自立支援事業等の展開	126
(5) 適切なサービス利用のための支援	127
(6) 居住環境に配慮した施設整備	127
第4項 ハンセン病回復者についての理解の促進	127
第5項 犯罪被害等の未然防止	127
第7節 介護保険制度運営に関する支援・助言	128
第1項 介護保険制度運営に関する支援・助言	128
第2項 介護給付適正化に向けた取組みへの支援	128
第3項 財政安定化基金の設置運営	129
第5章 介護サービス量の見込み	
第1節 要支援・要介護認定者の将来推計	130
第1項 本計画における要支援・要介護認定者数の見込み方	130

第2項 要支援・要介護認定者数の将来推計	130
第2節 介護サービス量の見込み	131
第1項 本計画における介護サービス量の見込み方	131
第2項 標準的居宅介護・介護予防サービス及び標準的地域密着型介護・ 介護予防サービス利用者数の推計	135
第3項 介護サービスの種類ごとの量の見込み	136
(1) 介護予防支援事業	138
(2) 介護予防サービス	139
(3) 居宅介護支援事業	153
(4) 居宅介護サービス	154
(5) 施設介護サービス	169
第4項 施設・居住系・地域密着型サービスの必要入所定員総数	171
(1) 介護保険施設の必要入所定員総数	171
(2) 特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数等	174
(3) 地域密着型サービスに係る必要利用定員総数	176
(4) 医療療養病床からの転換分	178
(5) 介護保険以外の施設サービスの整備目標	180
第6章 計画の推進に向けて	
第1節 計画の推進	181
第1項 行政の取組み	181
第2項 関係機関との連携	181
(1) 医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等 医療・保健・福祉関係団体	181
(2) 社会福祉協議会	181
(3) 大阪府総合福祉協会	182
(4) 大阪府地域福祉推進財団	182
(5) 社会福祉法人	182
(6) 民生委員児童委員	182
(7) NPO・ボランティア団体	183
(8) シルバーサービス関係団体	183
第2節 市町村への支援・助言	183
第1項 市町村計画の推進に関する支援・助言	183
参考資料	185